

石川県公報

令和6年3月29日（金曜日）

号 外

（第 21 号）

目 次

監査委員	人事委員会
○石川県監査委員監査規程の一部改正 1	○石川県会計年度任用職員の報酬等及び費用弁償に関する条例の施行規則の一部を改正する規則 1
	○県の事務所に係る労働基準法による区分の一部改正 2

監 査 委 員

石川県監査委員規程第1号

石川県監査委員監査規程（昭和39年石川県監査委員規程第1号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

石 川 県 監 査 委 員

第8条中「第243条の2第2項」を「第243条の2の7第2項」に、「第243条の2の2第3項」を「第243条の2の8第3項」に改める。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

人 事 委 員 会

石川県会計年度任用職員の報酬等及び費用弁償に関する条例の施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

石 川 県 人 事 委 員 会

石川県人事委員会規則第四号

石川県会計年度任用職員の報酬等及び費用弁償に関する条例の施行規則の一部を改正する規則

石川県会計年度任用職員の報酬等及び費用弁償に関する条例の施行規則（令和二年石川県人事委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第十一条の次に次の四条を加える。

（第一号会計年度任用職員の勤労手当の支給対象外職員）

第十一条の二 条例第三条の二第二項の人事委員会規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 第九条第一項第一号又は第二号に該当する者
- 基準日現在において、給与規則第六十八条各号のいずれかに該当する者
- 次条の規定による勤労手当の支給日に在職していない者
- その他任命権者が人事委員会の承認を得て定める者

2 第九条第二項の規定は、第一号会計年度任用職員の勤労手当について準用する。

（第一号会計年度任用職員の勤労手当の支給日）

第十一条の三 条例第三条の二第二項の人事委員会規則で定める日は、給与規則第七十一条の二に規定する一般職員に対する勤労手当の支給日とする。

（第一号会計年度任用職員の勤労手当基礎額）

第十一条の四 条例第三条の二第二項の人事委員会規則で定める額（以下「勤労手当基礎額」という。）は、次の各号に掲げる第一号会計年度任用職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、これにより難い場合に

は、任命権者が人事委員会と協議して定める方法により算出した額とする。

- 一 月額報酬職員 第十一条第一号に定める額
- 二 日額報酬職員 第十一条第二号に定める額
- 三 時間額報酬職員 第十一条第三号に定める額

(第一号会計年度任用職員の勤勉手当の支給割合)

第十一条の五 給与規則第六十九条から第七十一条まで(同条第二号を除く。)の規定は、条例第三条の二第二項において読み替えて準用する給与条例第二十条第二項に規定する勤勉手当の支給割合の算定について準用する。この場合において、給与規則第七十条第一項中「条例の適用を受ける職員として在職した期間」とあるのは「第一号会計年度任用職員として勤務した期間(石川県会計年度任用職員の報酬等及び費用弁償に関する条例の施行規則(令和二年石川県人事委員会規則第二号)第九条第一項第二号に掲げる職員として勤務した期間を除く。)」と、給与規則第七十条の二第二項中「第六十七条第一項」とあるのは「石川県会計年度任用職員の報酬等及び費用弁償に関する条例の施行規則第十七条第二項」と、「条例の適用を受ける職員として在職した」とあるのは「第一号会計年度任用職員として勤務した」と読み替えるものとする。

第十四条の次に次の一条を加える。

(第二号会計年度任用職員の勤勉手当の支給対象外職員)

第十四条の二 条例第五条第六項の人事委員会規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 前条第一項第一号に掲げる者
 - 二 基準日現在において、給与規則第六十八条各号のいずれかに該当する者
 - 三 その他任命権者が人事委員会の承認を得て定める者
- 2 前条第二項の規定は、第二号会計年度任用職員の勤勉手当について準用する。
- 第十八条第一項中「期末手当基礎額」の下に「勤勉手当基礎額」を加える。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

石川県人事委員会告示第1号

県の事務所に係る労働基準法による区分(昭和46年石川県人事委員会告示第2号)の一部を次のように改正し、令和6年4月1日から施行する。

令和6年3月29日

石 川 県 人 事 委 員 会

別表知事の部第12号の項中「女性センター、保育専門学園、いしかわ子ども交流センター、総合看護専門学校、保健環境センター(監視センターを含む。)」を「保健環境センター(監視センターを含む。)、総合看護専門学校、いしかわ子ども交流センター、保育専門学園、女性センター」に改め、同部第13号の項中「、白百合寮、児童生活指導センター」を削り、「小動物管理指導センター、県営病院」を「県営病院、児童生活指導センター、動物愛護センター、白百合寮」に改める。